

2003 年度優秀修士論文

子どもの商業的性的搾取根絶へむけて ～子ども参加の可能性～

寺 本 智 美

目次

はじめに

第 1 章 子どもの商業的性的搾取の概念的検討

　第 1 節 子どもの商業的性的搾取の定義・内容

　第 2 節 子どもの商業的性的搾取の原因と背景

　第 3 節 商業的性的搾取が子どもに与える影響

第 2 章 子どもの商業的性的搾取根絶へ向けた取り組みと問題

　第 1 節 國際的な取り組み

　　1) 子どもの権利条約

　　2) そのほかの条約

　　3) 國際機関の取り組み

　　4) 國際 NGO の取り組み

　第 2 節 国別の取り組み

　　1) 行政の取り組み～国内行動計画を中心に

　　2) 市民レベルの取り組み

第 3 章 フィリピンにおける子どもの商業的性的搾取根絶へむけた取り組み

　第 1 節 子どもの商業的性的搾取の社会・政治的背景

　第 2 節 NGO による「子どもの商業的性的搾取」根絶へ向けた取り組み

　～エクパット・フィリピンを事例に～

第 4 章 子どもの商業的性的搾取を根絶するために

はじめに

「おとなは、だれも、はじめは子どもだった。(しかし、そのことを忘れず

にいるおとなは、いくらもいない。) 1」

サン = デグジュペリ

2001年12月17日から21日までの4日間、神奈川県横浜市にあるパシフィコ横浜において、『第2回 子ども（児童）の商業的性的搾取に反対する世界会議（以下ヨコハマ会議）』が開催された。これは1980年頃から世界各地で深刻化している子ども買春、子どもポルノ、性目的での子どもの人身売買等の問題を国際レベルで話し合うための会議であり、第1回会議は1996年にスウェーデンのストックホルムで開催されている。

今回の会議の主要目的は、ストックホルム以降の5年間に問題解決がどれだけ図られたのか、新たな課題に対してどのように取り組んでいくのかなどを検証することであり、国際機関やNGO、136ヶ国の政府代表を含む総計3050人が会議に参加した。

「子ども」とは、子どもの権利条約で定義されているように18歳未満の者をさすことから、この会議で扱われる問題は、18歳に満たない子どもたちの身体に対して行われる搾取ということになる。

- ・あなたが10歳だったころ、一番夢中になったことはなんですか。
- ・あなたが14歳だったころの、一番の思い出はなんですか。
- ・あなたが16歳だったころ、将来何になりたいと願っていましたか。

ヨコハマ会議3日目の全体会で、デニス・リッチャーはこう言った。

「自分が子どもであると想像してください。」

それは、かけがえのない少女・少年時代が、おとの身勝手な理由によって、性的虐待を受ける日々と化することを意味する。一番夢中になったこと、最も心に残っている思い出、あの時抱いた将来の夢はすべて奪われ、見知らぬ人とのセックスを強要される日々だけがそれにとって変わるのである。そんな状況を想像して、「お金を得るために仕方がない」とひとことで終わらせる事ができるだろうか。

世界は今、この問題と闘わなくてはならない。全ての子どもたちがそのかけがえのない時代を、豊かに過ごすことができるよう、一日も早く、子どもの商業的性的搾取の問題は終結されるべきなのである。

本論はこの、子どもの商業的性的搾取の根絶へむけて、私たちが、どういった取り組みを実施していくべきなのかを検証するものである。そのために、

子どもの商業的性的搾取根絶へむけて～子ども参加の可能性～（寺本）

まず 1 章では、子どもの商業的性的搾取の定義や内容、原因などを説明し、商業的性的搾取が被害児に与える影響をとおして、この問題の根絶がなぜ必要であるかをみていきたい。2 章では、この問題の根絶へ向けてこれまで行われてきた取り組みを、条約、宣言、選択議定書などの国際的なものと、国内行動計画や法律など、国別に策定されたものとに分けて紹介し、問題点をさぐる。続いて 3 章では、子どもの商業的性的搾取の深刻な被害地のひとつであるフィリピンに焦点を当て、子どもの商業的性的搾取がこの地において深刻化した背景を述べたあとに、これまで行われてきた取り組みと、現在 NGO、エクパット・フィリピンによっておこなわれている「子ども参加」を中心とした取り組みをみていく。そして最終章では、これまでのことを総括し、子どもの商業的性的搾取を根絶させるために、どういった取り組みが必要なのかを導き出す。

・あなたが 12 歳だったころ、どんなおとなになりたいと思っていましたか。

きっと誰も、子どもを性的に搾取しようなどとは望んではいなかつたはずである。

第 1 章 子どもの商業的性的搾取の概念的検討

第 1 節 子どもの商業的性的搾取の定義・内容

2001 年 12 月 3 日、カンボジアでベトナム人少女（当時 14 歳）を買春したとして、愛知県に住む 37 歳の日本人男性〇が、子ども（児童）買春・子ども（児童）ポルノ禁止法²違反の容疑で、大阪府警少年課と東住吉署によつて逮捕された。

「買春」は「かいしゅん」と読み、金銭などを与え、または与える約束で性交などをすることである³。売買春の起こる原因を“買う人の存在”にあると考え、その責任と問題の基本的原因を示すために、現在では「売春」ではなく「買春」ということばが広く用いられている。

〇容疑者は 2000 年 12 月 30 日から 1 月 4 日までに、プノンペン市内のホテルで、同市に住むこの少女に現金 550 米ドルを支払って買春した疑いであり、1999 年の子ども買春・子どもポルノ禁止法施行後、初めての国外犯規定

の適用となつた⁴。

1999年11月に施行された「子ども買春・子どもポルノ禁止法」は、これまでの法律ではほとんど注目されなかつた「買う側」の取り締まりに焦点をあて、国内外を問わず、金銭等を介して子どもたちに性的行為を行つた者への処罰を強化するのに一役買つてゐる。

こうした法律を制定し、子どもへの買春行為を処罰しようとする動きは、日本だけでなく近年世界各地で活発化している。その背景には、80年代以降、特にアジア地域において「子ども買春」が深刻化しているという社会問題がある。

1964⁵年に本格化したベトナム戦争は、東南アジア諸国での買春を急激に増加させていった。若いアメリカ軍の兵士たちは緊迫した戦闘の合間に与えられる休暇を、香港、フィリピン、タイなどで過ごすことを好み、その多くは女性を求めた。彼らの需要を満たすために次々と売春宿やゴーゴーバーが出現し、1975年のベトナム戦争終時には、性産業はしっかりと確立されたものとなつたのである。戦争が終結してからは、これらの国で行われた観光政策のために、日本人や欧米人が、それまでのアメリカ兵士の役割を取つて代わつた。「セックス・ツアー」「買春ツアー」と称して、各地から東南アジア諸国を訪れる旅行者の数は年々増え続け、需要の拡大に伴い、買春の対象は若い女性から子どもたちへと広がつていった。こうしてこの地域の「子ども買春」は大きな社会問題と発展し、深刻化していったのである。

そんな中、1987年にフィリピンで起つた「ロザリオ事件⁶」は国際的に子ども買春問題をクローズアップさせる契機となり、1996年、ストックホルムにおける「第1回 子ども（児童）の商業的性的搾取に反対する世界会議⁷（以下ストックホルム会議）」開催へのきっかけともなつた。

「子どもの商業的性的搾取」という言葉は英語訳で Commercial Sexual Exploitation of Children=CSECといい、この会議で使用されたのを機に現在広く世界で用いられている。

搾取と訳されている“exploitation”はもともと「自分のわがままのために何かを利用する」という意味であり、よって子どもの性的搾取というのは「年長者が自分の身勝手な性欲を満足させるために子どもを使う」ことをさす⁸。そしてそこへ金銭などを介在させたものや金儲けの目的をもつものに

子どもの商業的性的搾取根絶へむけて～子ども参加の可能性～（寺本）

限定した呼び方が「子どもの商業的性的搾取（以下CSEC）」である⁹。CSECは子どもより年長の人間がその力関係を乱用し、性的な接触を行うこと、あるいは関わること全般をさすことから、性的虐待と同じ意味をもつとされている。CSECに含まれる具体的なものとしては、先にあげた「子ども買春」の他に「子どもポルノ¹⁰」「性目的による子どもの人身売買¹¹」がある。

ストックホルム会議では、これらを含めたあらゆる性的搾取から子どもたちを守るために行動計画について話し合われ、最終日には、目標と行動指針である「ストックホルム宣言」、「行動アジェンダ」が122の国と地域によって署名、採択された。

ストックホルム宣言及び行動アジェンダの主要内容

ストックホルム宣言の主要内容

- ・ 性的搾取者に対する罰則、性的虐待をうけた子どもの保護の必要性
- ・ 国内の法律制定、施行の重要性
- ・ CSECに対する啓発と教育の開始

行動アジェンダの主要内容

- ・ 子どもを保護し、CSECを禁止する法制定
- ・ 施行および改定、政策や綱領
- ・ CSEC、その他の性的搾取の業者、客、仲介者の取り締まりのための強化と法制定・施行
- ・ CSECの被害に遭った子どもたちが犯罪者として罰せられることがないように保護する政策、綱領、法制定・施行

出典：ECPATインターナショナル『ストックホルムから5年』2001年より作成

また会議では、日本が子ども買春についてほとんど無策状態であること、現在（96年）欧州諸国で流通している子どもポルノの約8割が日本製であることなどが大きく非難され¹²、この非難もまた、日本が『子ども買春・子どもポルノ禁止法』を制定する直接的要因となったことは否定できない。

第2節 子どもの商業的性的搾取の原因と背景

多くの発展途上国では子どもたちが労働に携わることは珍しくなく、それは「児童労働」として世界的にも知られている。「児童労働」というと一般的には“よくないもの”として理解されることが多いが、実際には、子どもたちは大きく異なる条件のもとで多種多様な仕事に従事している¹³。その中には子どものためになり、子どもの心身や知的、道徳的、社会的発達を促進し、就学やレクリエーション、休息を妨げないものもあり、子どもの労働すべてを“よくないもの”と定義することは避けるべきである。しかし明らかに破壊的で搾取的なものもあり¹⁴、子どもの健康と成長に有害な労働は、予防し排除しなければならない。

現在、世界中で働く子どもたちの数は2億4550万人であり、このうち、奴隸、債務労働などの、最悪の形態の労働に（無条件で）従事する子どもたちは840万人¹⁵と推計される。ここには買春やボルノといった産業に従事する子どもの数180万人（推計）も含まれている¹⁶。ユニセフは、売春は最も破壊的な労働であり、CSECは身体的、心理的打撃という点で、児童労働のなかでも最も有害なものの一つである¹⁷と位置づけている。同様にILOもCSECを基本的人権に反する仕事であるとしており¹⁸、ただちに禁止しなければならない「最悪の形態の児童労働」の中に含めている。CSECは東欧、南米、アフリカにも存在するが、現在最大の被害地はアジアとされており、その犠牲になっている子どもの数は100万人から150万人といわれている¹⁹。しかし正直なところ正確な人数は把握されていない。CSECの被害者である子どもたちに関しての信頼できるデータが存在していないのである。

CSEC被害者数のリサーチがおこなわれた地域（地方）は存在するが、性的目的で売られた人と経済的理由もしくはその他の理由によって売られた人との区別がはっきりとなされていなかったり、被害者の年齢の区分けも不十分である。データは内訳の明確化に欠け、真実を映し出すには至っていないのだ²⁰。

また政府や国の公的機関による情報では、国際的な国の評価を守るために、その数を小さく見積もる、あるいは完全に否定してしまう場合もある。反対に新聞や雑誌によるレポートではその数を大きく見積もる可能性がある²¹。情報による利益を反映したこれらのデータが果たしてCSECの本当の姿を映し出しているのか疑わしい一面がある。それに加え、子どもへの性的搾取は

子どもの商業的性的搾取根絶へむけて～子ども参加の可能性～（寺本）

不法行為であるため、ナイトクラブやバー、個人的に借りているアパートなど一般的には目に付きにくい場所へ勧誘されて起こることが多い。こうした背景から、CSECに関する情報はアクセスしにくいのが現状となっているのだ。

一方、CSEC の発生理由に関しては徐々に明らかになりつつあり、以下の要因が関連していると考えられている。

1) 貧困

貧困は常にこの問題の一番の答えであり、CSECを誘発するもっとも主要な原因であるだろう。Psychosocial Trauma and Human Rights Program, University of the Philippines Center for Integrative and Development Studies(= フィリピン大学総合開発研究センター 心理学トラウマ・人権プログラム 以下UP-CIDS)の調査結果でも、貧困、都市化、家庭崩壊が子どもや若者に対する性的虐待・性的搾取をもたらす最も一般的な要素として引用されるとあり、被害者の大部分は貧困で片親の家から現れることが述べられている²²。だが、それだけでCSECを十分適切に説明することはできない。なぜなら貧困家庭からきた子どもたちのすべてが、セックストレードの世界に足を踏み入れているわけではないからである。逆にそれほど貧しくはない家庭の子どもたちがCSECに携わることもよく見受けられる。日本における援助交際のように²³、CSECは発展途上国と先進国の双方に存在していることから、安易に貧困を唯一の原因と決めるつけることはできない。

2) 子ども労働への需要（搾取者の存在）

世界でおよそ2億4550万人もの子どもたちが働いているという状況は、子どもを雇用する者の存在がないかぎり生まれない。子どもは従順で、権威を疑うことなく、また無力で、酷使や抑圧されても組織的に反抗せず、手当てもつけずに長く働かせることができる。要するに、子どもが使われるの子どものが搾取しやすいからである²⁴。

3) 文化的な背景

中国・アラビア文化では、女性の身体には、ある特別なエキスが含まれてあり、男性は性交によってのみそれを体内に取り入れができると説かれている²⁵。古来より信じられていた処女に対する神話は、今日でも、中国人社会やアラブ社会の裕福な実業家の間で広範かつ熱烈に受け継がれてお

り、商売繁盛・不老長寿のために、年に一度は処女との交わりを持たなくてはならないと信じる中国人実業家は驚くほど多い²⁶。

処女であることが高い価値を持つ文化は多く、したがって処女への需要は常に存在する。迷信の根強いアジアの貧困層には、処女とのセックスは性病さえ治してしまうという神話が広く支持されている²⁷。

また、多くのアジア社会や歴史上の封建社会では、妻や子どもは、夫・父親の所有物、すなわち財産として考えられることが一般的であった。現在は法律で禁じられているが、その伝統的権威を簡単に消し去ることはできておらず、子どもたちは自分たちの親のために犠牲を払うように教えられ、時には売りとばされることもある。そうして行き着く先がCSECの現場であるということは珍しくない。

4) グローバリゼーション

「世界中で物質主義と消費文明がコミュニティの価値観を徐々に崩壊させ、刹那的な性的満足や富の獲得が多く人の目的となり、幸福の象徴となつた」。これは 1992 年タイのスコタイ大学で開催された ECPAT²⁸ の会議の中における参加者の発言である。

先にも説明したように、性産業に携わる子どもの家庭は、すべてが絶望的な貧困状態にあるわけではない。子どもが稼いだ、あるいは子どもを売って得たお金は、テレビや冷蔵庫のような消費財を買うために使われることが多い²⁹のである。グローバリゼーションの発達に伴い、それまで自給自足の生活を送っていた村は貨幣経済にのみ込まれていき、金銭のみならず便利さと豊かさへの対価として子どもたちを都会へ、ひいては性産業へと送り出すことが少なくない。また交通機関の発達により、旅行が手軽に楽しめるようになった現在、経済力（の格差）を利用して人種や文化の異なった国でエゴイスティックな振る舞いを行う者が増加している。この中にはもちろん、子どもへの性的搾取を行う者も含まれる。グローバリゼーションは、一方向だけからでなく、多方面からCSECを生み出す要因となっているのである。

5) ペドファイル

ペドファイルとは、性交渉の相手としてある特定年齢の子どもを好む人々であり、多くの場合は男性である³⁰。彼らは自国の子どもへの性的虐待者を取り締まる法や規制が厳しくなるにつれ、タイやフィリピンといった国々

へその関心を向けはじめていった。なぜなら、これらの国では子どもと出会って性交渉を行うことがたやすく、その上罰せられる心配がほとんどないと考えられていたためだ。

ペドファイルは組織やネットワークを築き、情報交換しながら子どもへの性的虐待を行っている場合が多い。1990年に逮捕されたオーストラリア人のペドファイルは、メルボルンのペドファイルクラブに所属しており、それまでアジアの国々で250人の子どもと性交渉を持っていた。彼はその当時、アジアで子どもを性的虐待しても罰せられる法律がないことを知っており、悪びれる様子もなく「子どもには家族全員が1ヶ月食っていけるだけの十分な金を渡した」³¹と語ったという。

このようにしてネットワークや情報網を生かし、世界各地から子どもを求めてやってくるペドファイルの存在は、CSECの問題を生み出す大きな一要因となっているのである。

6) 男性の支配欲

これまでCSECの加害者³²は主としてペドファイルのような「選考的犯罪者」であると考えられていた。しかし実際はそうではない。確かに先にも述べたように、ペドファイルの存在がCSECを生み出す一要因であることは否定できない。だが、若ければ若いほどHIVに感染していないという勝手な思い込みや、処女と性交することでエイズが治るという迷信などを信じて、現在ではペドファイルではない男性までもが少女との性行為を望むようになっている。また“性”を安く買うことができる「セックス・ツアー」が数を増し、その需要に応えるために、連れてこられる少女の若年化が進んでいることもCSECの大きな要因となっている。

このように、ごく普通の男性が性目的に少女を買っていくという現状には、社会における男女の力関係、男性が性をどのように見ているか、男性が幼い頃からどう育てられたかということが深く関わっている³³と考えられている。

性的虐待は性的満足を得るためにだけでなく、子どもとの歴然とした力関係を悪用し、性を利用して支配し、自分のパワーを感じたいがために引き起こされる³⁴ものである。おとなは腕力、財力、その他多くの面で子どもより優れ、経験豊かするためにその知恵を利用して子どもを上手く操作するこ

とができる。反対に貧しい国の地方やスラム出身の子どもたちは、財産も、地位も、教育も、誰かに対する影響力もなく、まさに力を持たない者の究極的シンボルのような存在である³⁵。多くの加害者が言うように、たとえそれが「合意の上」でなされたことであっても、両者の関係は非常に不平等であり、一方的な契約としか捉えようがない。

また、搾取される子どもたちの多くがお金に困っているという状況は、加害者をより優位に立たせると同時に、その罪悪感を和らげる好機ともなる。金銭を介すことによって、自らが経済的な援助を与えたのだという錯覚を起こさせるからだ。

さらに、女性や子どもをモノとして扱うといった性的認識が、多くの男性にあることに注目しなければならない。この認識の背景には、女性や子どもを性的な対象として見てしまいがちな男性社会の病理がある³⁶。郵便受けに入れられるピンクチラシ、携帯電話に送りつけられるセクシャル・サイトのアドレス、過激な性描写を用いたテレビ番組やスポットCM、週刊誌の広告、電車の吊り広告³⁷、女性のヌードをスポーツ新聞の紙面に日常化する³⁸など普段の生活の中に氾濫する歪んだ性情報が、多くの男性に女性や子どもの性的商品化が社会的に認知されているのだと錯覚させている。こういった要素が、決して特殊でない人をCSECの加害者へと変貌させ、深刻化する問題の解決を更に困難にしているのである。

他にも CSEC を生み出す原因は数多く存在すると考えられている。しかしここに挙げた原因も含めて、それらは皆、おとなとの身勝手な考え方や振る舞いによるものであり、CSEC はそれらによって引き起こされる、子どもたちへの性的虐待であることは疑う余地もない。

次章では、性的虐待が子どもたちに与える影響をみていき、CSEC がいかに子どもたちにとって有害なものであるかを検証する。

第3節 商業的性的搾取が子どもに与える影響

アメリカのデランシー・ストリート財団に所属するシルパートは、著書 *The Effect on Juveniles of Being Used for Pornography and Prostitution* のなかで、売春が子どもたちへ与える影響について論じている³⁹。シルパート

子どもの商業的性的搾取根絶へむけて～子ども参加の可能性～（寺本）

によると、くり返し性的虐待を受けた子どもたちは、自分自身で現状を打破することができないと信じており、気弱になり、自分を責め、無力感と絶望感にとらわれてしまうという。そして自己破壊的な悪循環に陥ると、子どもたちは自分の生活を自分でもコントロールできないと感じるようになり、結果として心に障害を持ったまま、性的搾取から自分自身を切り離すということができなくなると、子どもたちは述べている。身体、感情、精神、そして社会的側面において成長しきっていない段階の子どもたちへの性的虐待は、重大で、生涯続く脅迫的な影響を与える。例えば子どもポルノは、被写体として実際に行った行為よりも、写真や映像が存在するという現実が、その後何年もその子どもたちの心に大きな傷を残していく⁴⁰。どこかで不愉快な性的行為をする自分の姿を見ている人がいるという思いから逃れられずに、彼女・彼らは長期に渡ってその苦しみを抱き続けるのである。

こうした精神的外傷は、アメリカに限らず性的虐待・搾取を経験したアジアの子どもたちにも共通することが、アジア地域で活動するソーシャルワーカーの調査で判明している⁴¹。

また搾取された子どもたちが直面する最も差し迫った危険は、ポン引き、店のオーナー、人身売買者、客などからの身体的暴力である⁴²。平手打ちや蹴り、時には気絶するほどの殴打、たばこの火を押し付けられての火傷など、体に直接加えられる暴力によって、子どもたちは常に身体的な外傷を抱えていることが多い。そして、相手をさせられる客の数が多く、また未発達な身体に対して行われるレイプや性交渉によって、彼女・彼らは成熟したおとなよりも高い確率で、性感染症やHIVウィルスに感染する。その他、幼い年齢での望まない妊娠・中絶・出産、生殖器官の病気、搾取者からの薬物投与などにより、子どもたちは通常の発育さえもままならないまま、健康を害する深刻な危険性にさらされるのである。

一方で、性的虐待された子どもたちは、暴力や犯罪が際立つ世界の中で攻撃的になっていくことが多い。それは他人へと向けられる場合もあるが、自分の身体を切ったり、やけどをつくったり、感覚をなくすために酒を飲みすぎるなど、人(の注目)をひきつける行為に方向転換されることもある⁴³。また、セックスワーカーとなったことへの恥や犯罪意識から、何人かの子どもたちは自分たちはこの状況から救出される価値がないとさえ考えてしまっ

ている⁴⁴。それに加えて、悪夢や不眠症、うつ（拷問の被害者が見せる同種のもの）などの問題を乗り越えるために自殺を試みたり、薬物乱用に走るケースも報告されている。さらに、多くの子どもたちはセックスワーカーという汚名を着せられたことと、信じていた人に裏切られたのだという事実⁴⁵を理解することに苦しみ、他人に対して不信感を抱くようにもなっていく。彼女・彼らは非感情的となり、他人との関係を結ぶことがなかなかできないという状況が続くのである⁴⁶。

そして、性的虐待の異なった（もうひとつの）明確な結果は、性的行動に現れる⁴⁷。感情的な傷つきからの脱出を性的行動・行為によって図ろうとするもので、Brown(1979)はこれを虐待を受けた少女に見られる典型的なものと述べている。この他にも、性的虐待が子どもたちに及ぼす影響は多数報告されている。確實に言えることは、被害者は性的虐待によって傷つけられ、そして長期・短期に関わらず、トラウマを経験するということである（Jane Gilgun 1994）。

以上のことから、子どもたちの身体・精神両側面に大きな影響を与え、深い傷を残すCSECは、明らかに有害であり、ただちに根絶へ導かなければならぬことが判断できるだろう。そしてそのことはすでに多くの人々によって認知され、こうした有害な労働から子どもたちを守るために取り組みがさまざまな形でなされているのである。

第2章 子どもの商業的性的搾取根絶へ向けた取り組みと課題

第1節 國際的な取り組み

CSECをはじめとする、大きなリスクを伴う有害な労働が、子どもたちに与える影響を重く受け止め、世界はこれまでさまざまなレベルで取り組みを行ってきた。

国家間における取り組みでは、ILOによる「児童労働条約（ILO第5号条約／1919年）⁴⁸」「最初の強制労働条約（第29号／1930）」「最低年齢条約（第138号／1973）」「仕事に関する基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998）」「最悪の形態の児童労働条約（第182号／1999）」の他、国連による「奴隸制度、奴隸取引並びに奴隸制度に類似する制度及び慣行の廃止に關

する補足条約(1956)」「子どもの権利条約(1989)」などの締結があげられる。

1) 子どもの権利条約

「子どもの権利条約 (the Convention on the Rights of the Child=以下 CRC) ⁴⁹」は 1989 年 11 月 20 日、ニューヨーク国連総会で満場一致で採択され、2002 年 8 月現在締約国数 191 という、今日存在する国際条約の中で最も多くの国が批准している条約である。

子どもの権利を国際社会において保障しようとするこの条約の成立背景は、第一次世界大戦においてあまりにも多くの子どもが被害を受けた事実に鑑み、子どもにとって“最善のもの”つまり「平和」を提供していこうとして作られた、1924 年の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」にある。

1978 年、第二次世界大戦中にナチスによる大量虐殺などで 200 万人もの子どもたちの命を失った ⁵⁰ ポーランド政府は、ジュネーブ宣言を基礎にした条約作りの必要性を訴えた。その翌年、「国連児童年」とされた 1979 年に、発展途上国の子どもが直面するさまざまな問題が明らかとなり、「困難な状況」におかれている子どもたちを救うため、世界は「子どもの権利」を保障する条約の必要性を確認したのである。そうしてポーランドから出された「子どもの権利条約決議案」が審議され、CRCは 1989 年の第 44 回総会における採択へといったのだ。

永井(2000)は、CRCは、子どもの生来的権利を社会的に人間たるに値する権利、つまり“人権”として保障するために、いくつかの配慮した規定を設けており、それが本条約の特徴であるとしている。なかでも永井は 12 条「意見表明権」についてとりあげており、この権利が本条約の目玉として注目され、「もとより子どもは、自分の意思を自分の力で完全には実現できない存在であるから、子どもに人権の主体としての地位を保障するのには、これを認めることが出発点となる」と述べている。

この意見表明権の原案は 1979 年にポーランド政府によって提案されたものであり、喜多(2000 年)によると現在この権利には 4 つの理解がある ⁵¹。

1 つめは、意見表明権が子どもに関わるさまざまな措置を講ずる際の「手続的権利」として、2 つめは(特に教育・福祉分野において)子どもの「自己決定権」の行使に道を開く権利として。3 つめは「市民的権利」、そして 4

つめは「子どもの参加の権利」としての理解である。

ポーランド政府の原案では「結婚、職業の選択、医療、教育、レクリエーションについての意見表明」とされており、子どもが自身の生活や生き方について意思を表明し、それが社会において尊重・保護されることを求めていることから、2つめにあげた自己決定権の色が濃いとされている。しかし CRC の普及に取り組むユニセフや子どもの権利委員会には4つめにあげた「参加の権利」として理解しようとする動きがあり、現在はその理解が主流となっている。

そして CRC には、CSEC に関連する条文もいくつか存在する。特に「性的搾取・虐待からの保護」を謳った34条には、締約国がすべての性的搾取・虐待から子どもを保護することが定められており、また不法な性行為や性的業務に子どもを強制したり使用することを防止するための国内・二国間・多数国間措置についても規定されている。このほか32条「経済的搾取・有害労働からの保護」や35条「誘拐・売買・取引の防止」などもがあげられる。

CRC は条文の内容、そして締約国数の圧倒的多さから、CSEC と闘うための手段として大きな注目を浴びているのである。

2) 子どもの商業的性的搾取に特定化した国際条約

CSECに直接結びつく取り組みとしては、女性の性の商品化（女性の人間性を剥奪し売買の対象として取り扱うこと）が、多くの社会にいる女性の低位を存続させることになるという基本的な考え方^{5,2}を示した「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（1949）」、女性と子どもに特に留意しながら人身売買を防止及び禁止することに目的を置いた「人、特に女性と児童の密輸の防止、防圧及び処罰にかかる議定書（2000）^{5,3}」、子どもを性的搾取・虐待から保護することを謳った「子どもの商業的性的搾取に関する子どもの権利条約選択議定書^{5,4}」があげられる。

特に「子どもの商業的性的搾取に関する子どもの権利条約選択議定書」は、深刻化する CSEC の問題に立ち向かうため、CRC34条に焦点を当てて具体化したものであり、性的搾取等の人権侵害行為を厳しく取り締まるための指針として期待が寄せられている。

3) 国際機関の取り組み

国際機関の取り組みでは、ILOの「児童労働撲滅国際計画（International Programme on the Elimination of Child Labour =IPEC）」が有名であろう。IPECは、児童労働問題に対する各国の取り組みの強化や、児童労働の廃止を進めることを目的とするプログラムであり、1992年に創設された。約29の国や団体からの資金協力に支えられ、およそ74の国と地域が児童労働撲滅へむけたプロジェクトをこのプログラムのもとで実施している⁵⁵。それにはもちろん最悪の形態の児童労働とされる売買春や人身売買などCSECへの取り組みも対象となっており、政府だけでなく現地NGOと連携して進められることが多い。

ユニセフはILO-IPECの協力団体であるほか、政府やNGOと協働し、「子どもの権利」の視点からCSECの防止・保護・回復のプロセスに取り組んでいる。調査活動にも積極的であり、UNICEF East Asia and Pacific Regional officeからは、この地域のCSECに関する情報がまとめられたいくつかのレポートや書籍が発行されている⁵⁶。

また世界観光機関(WTO)⁵⁷は、観光権利章典及び観光規約を掲げており、ストックホルム会議においては、官民の協力による「観光業と児童買春を監視するタスクフォース」を設立させた。これは、旅行中の性搾取の問題への意識を高めるとともに、有効策に関する情報の収集および普及につとめ、旅行業界における自主規制を進める⁵⁸ものである。そして1999年10月には、新しい「世界観光倫理規約」を採択し、ECPATやユニセフ、インターポール、ユネスコ、ILOなどの国際的な機関と協力して「児童買春と観光の監視」を開始している⁵⁹。

4) 国際NGOの取り組み

World Vision InternationalやSave the Childrenはその世界的なネットワークを生かして、ユニセフと同様「子どもの権利」視点から、CSECを広く世界に認知させる活動を展開している。しかしこの問題において、最も積極的な取り組みを行っているNGOはECPAT Internationalと言えるであろう。

ECPATは1990年、タイのチェンマイで開催された子ども買春に関する会

議において、「アジア観光における子ども買春を終わらせるキャンペーン（End Child Prostitution in Asian Tourism）」として名づけられたものであり、世界各地に約 61 のネットワークグループを持つ（2001 年 11 月現在）。日本には東京に「エクパット ストップ子ども買春の会」と「FRANCISCAN CHAPEL CENTER」、大阪に「エクパット・ジャパン・関西」が存在しており、CSEC 啓発活動のほか、日本国内の CSEC の現状や、法律及びその執行に関する調査・リポートをおこなっている。

ECPATは、CSECを終結させるために、被害者の数やその状況を調べる実態調査はもちろん、法律の改革や教育の充実、マスコミによる報道、旅行代理店・航空会社・ホテルなどの広告や国の観光宣伝に対しての監視も行っており、1992 年には、オーストリアの航空会社、ラウダ航空に対し、同社の機内誌⁶⁰への抗議活動を展開した。そして、世界的に CSEC の問題が注目される契機となったストックホルム会議の開催も、ECPAT International の努力によるところが大きい⁶¹。

第 2 節 国別の取り組み

1) 行政の取り組み～国内行動計画を中心に

次に CSEC と闘うために各国で行われている取り組みを、東アジアに焦点を置いてみていくことにする。

ECPAT International の努力によって開催されたストックホルム会議では、1 章の 1 節で言及したように「ストックホルム宣言」「行動アジェンダ」が採択された。この会議が開催された 1996 年当時、子どもを商業的性的搾取から保護するための国際的手段は「子どもの権利条約」における 34 条、35 条以外にはほとんど存在せず、以後、この宣言とアジェンダに基づいて多くの取り組みが実行されていった。先に紹介した「ILO182 号条約」、「子どもの商業的性的搾取に関する子どもの権利条約選択議定書」、「人、特に女性と児童の密輸の防止、防圧及び処罰にかかる議定書」の採択もこれを受けた成果である。また同様に、多くの国が個別にこのストックホルム会議の「宣言」と「アジェンダ」をもとにした国内行動計画を策定していった。

CSEC の深刻な被害地の一部である東アジアでは、カンボジアが「子ども

子どもの商業的性的搾取根絶へむけて～子ども参加の可能性～（寺本）

の売買及び性的搾取に対する「5カ年計画（2000）」を、タイが「子どもの商業的性的搾取の防止及び根絶に関するタイ国内政策及び行動計画」、そしてフィリピンが「子どもの商業的性的搾取に対する2000-2005年行動枠組（2000）」「子どものためのフィリピン行動計画（2000）」を策定し、国内法の見直し・強化・制定を実施している。同時に加害者を生み出している日本でも1999年の「子ども買春・子どもポルノ禁止法」に引き続き、「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画（2001）」が策定された。

しかし、いくら立派な国内行動計画がつくられても、それらが実施されなければ何の問題解決にもならない。実際に日本と同様に加害者を多く生み出しているオーストラリアでは2000年に「明日の子どもたち」という行動計画が策定されたが、国・州どちらによっても実施されていない状態が続いた。

そして同様にどんなによくできた法律を作っても、CSECを取り巻く状況の根底にあるものが反映されなければ、それは功を奏さない⁶²のである。タイは「女性と子どもの人身売買禁止法」を、フィリピンは「共和国法（RA）7610」を制定し、CSECの終結に力を注いできたが、犯罪事実そのものの立証が難しい点に加え、警察官や裁判所、入国管理局の腐敗により、それらの法律は機能していないことが多い。

Bueren(2001)は、法の施行を各国政府レベルから地域社会レベルまで浸透させるためには、その国の文化に関する意識改革が必要である⁶³り、その際、底辺にあたる地域レベルでの対策に最も多くの労力をさくべきである⁶⁴としている。貧困やグローバリゼーションという問題だけではなく、女子に対する差別や、家父長制、処女性の重視、身分制度といったような、文化的な問題を払拭していくことが、まずは必要であるということだ。

さらにBuerenは「CSECを未然に防ぎ、搾取と闘うためには、CSECの被害を受けた児童の問題に取り組むことから始める必要がある。そうすれば、法適用の問題が、表面的な狭い視点からのアプローチとならずには済む⁶⁵」とも主張している。それにはまず、CSECの被害に遭った子どもたちが、何を必要としているのか、何を求めているのかを把握することが先決とされるが、米・カリフォルニア州において“Children of the night”という、買春に携わる子どもたちのシェルターを運営するルイス・リーによると、多くの場合それは長期にわたる住宅と、「癒し」のプログラム提供することであると

いう⁶⁶。

地域社会に根強く残る文化的な要因を払拭すること、子どもたち1人ひとりに適したプログラムを提供すること、こういった必要性を考慮すると、CSECを根絶させるためには法的なものばかりでなく、市民レベルでの取り組みが重要になってくることが導き出せるであろう。

2) 市民レベルの取り組み

各国ごとの取り組みにおいても、市民組織やNGOなどのアクターが重要な要素となっている。タイ、バンコクに本部を置く、「女性のための財団」は、人々を啓発して子ども買春を根絶させようと『カムラ・プロジェクト』を発足させた⁶⁷。またカンボジアではNGO「AFESIP」が人身売買の被害に遭った子どもたちのための施設を設立し、カウンセリングの他、教育や職業訓練などを実施している⁶⁸。台湾では、売買春に関わる子どもの大半が先住民族の十代の娘であるとの調査結果をうけて『レインボー・プロジェクト』が開始され、職業訓練や街頭での行進・抗議行動が展開されている⁶⁹。このほかにも、CSECを根絶させるための市民レベルの取り組みは、世界各地で見ることができ、その活動内容も多義にわたる。

しかしながら、問題がそこにあり、その問題が何であるのかということが理解され、それに対してこのような多くの取り組みがなされているにも関わらず、なぜCSECは一向に解決へと向かわないのだろうか。それには、この問題の深刻さを、いまだ多くの人が理解していないという現状が考えられる。CSECとの闘いにおいて重要なことは、他の誰よりもCSECの深刻さを理解し、なくしたいという強い思いを抱く者、すなわち、サバイバー⁷⁰と子ども若者の協力なのである。こうした理解は近年広がりつつあり、CSECの問題に取り組むNGOのいくつかは「子ども・若者の参加」を実践し始めている。またCRCでは、自身に関係する事柄へ子どもたちが参加することを保障しており、「参加」は彼女・彼らが性的搾取や虐待から守られるのと同様に、「権利」のひとつとしても捉えることができる。

ところで、この場合「参加」とは何を意味するのだろうか。ここではニューヨーク市立大学教授（発達心理学、環境心理学）ロジャー・ハートが用いた「ハートのはしごモデル」「ハート・モデルの参加⁷¹」、に基づいて、

はしごの4段階以降⁷²を参考に、“子ども参加”を「子どもとおとなが対等な立場にあり、情報の共有化が図られ、子どもたちが意見を表明できる環境が整えられており、またその意見にはきちんと耳が傾けられ、且つ正当に評価される状況下での子どもたちの参加」と定義する。

第3章 フィリピンにおける 子どもの商業的性的搾取根絶へむけた取り組み

フィリピンは世界最大の「CSEC 被害地」であると同時に、1981年、2001年のピープル・パワーによる政治革命のように、市民の力が社会に大きな影響を与える国でもある。フィリピンには、PO (People's Organization)と呼ばれる、農民組合や漁民組合などの職能団体、あるいはスラムの住民団体など、より底辺の生活に密着した組織が存在するほか、政策提言を行う NGO も数多くあり、それぞれが独自の活動を展開している。市民組織の中には CSEC の問題に取り組む NGO も多数存在し、そこでは被害者を含む「子ども・若者参加」が実践されている。

第1節 子どもの商業的性的搾取の社会・政治的背景

フィリピンの児童労働者数はおよそ500万人⁷³、そのなかで“ストリート・チルドレン⁷⁴”と呼ばれている子どもの数は推計で20万人⁷⁵とされ、CSEC(買春・ポルノ・人身売買)の被害に遭う子どもたちは10万人⁷⁶と考えられている。CSECは主にメトロ・マニラやセブ、イロイロ、ボラカイといった観光名所の買春宿や、バー、ディスコなどで行われることが多く、時には路上で発生する場合もある。

この国で金銭を得るために女性が性を売る「Prostitution(売春)」が見られるようになったのは、17世紀の初頭、スペイン統治によって階級分けされた社会の中、その最低レベルに位置していた女性たちが売春を強いられる状況に追いやられていったとされる。18世紀には活発化した都市化によって、売春土壤は拡大していき、貿易やエンターテイメントなど、商業の中心となつていったマニラでは、家政婦、店員、美容師、洗濯屋として雇用された多

くの少女たちが、売春婦となつていった⁷⁷。

1902年に新たな宗主国となったアメリカは、「アメリカ式植民地統合政策」を推し進めた⁷⁸。貧困と、スーピック湾とその町オロンガボに設置された米軍基地（クラーク米軍基地）のために、フィリピンの売買春問題は悪化の一途をたどつていき、1890年代初頭には幼い少女さえもが、売春に募集されていたという⁷⁹。

1946年、フィリピンは独立国としての地位を保障された。しかしアメリカとの軍事基本協定、軍事補助協定（基地貸与協定）などによって、スーピック湾、オロンガボには米軍基地が残り、ベトナム戦争時には数多くのアメリカ人兵士がこの地を訪れた。1966年には平均193隻の軍艦が毎月スーピック湾に停泊しており、これを人間の数に直すと、1年で379万2343人、1日に9000人に相当する⁸⁰。こうしてオロンガボは小さな町からシティーと呼ばれるまでになり、緊張から解放された休暇中の兵士たちが喜びを求めてやってくる、売買春活動の場所として、もっとも悪名高い街となつていった。

1965年から始まるマルコス政権時代には、経済自由化、輸出志向型工業などと並行して、観光産業の振興にも力が注がれていた。そしてそれはこの国の2つ目に大きな外貨獲得のソースとなつていったが⁸¹、この観光産業が「Prostitution(買春)」と深い関わりを持っていたことは疑いもなかった。ところが子ども買春の問題は、メディアによって暴かれるまで全く注目されることがなかった。1981年に放送された、フランスのテレビTFIのドキュメンタリー「マニラの路上・フィリピンの子ども買春」は、フィリピンのCSECの問題を初めて公の場で明るみにした⁸²。フィリピン政府は、この報道をフィリピンの社会の状態を不正確に描き、フィリピン政府を侮辱するものだと一度は反論したが、1982年からマニラの売買春除去に全力をあげて取り組みはじめた⁸³。しかし、依然として低い経済成長率は、観光産業におけるドル獲得の必要性をさらに強めていき、エクバット・フィリピン（第5節で後述）によると、この時点で売春をしていた子どもの数はおよそ2万人といわれている。

1986年からのアキノ政権時代になると、ピナツボ火山の噴火や経済政策の失敗⁸⁴などにより貧困状況は悪化した。そのため地方から都会、そして国外への移民が増え、国外へ出た女性労働者のうち、ビザを持たなかつたり、

子どもの商業的性的搾取根絶へむけて～子ども参加の可能性～（寺本）

オーバー・ステイしていた者の多くは、セックストレード産業へと追いやれていった。また、この時期に増加したメール・オーダー・プライド（文通によって婚姻関係を結ぶものだが、実際は女性の人身売買も含まれる）によって、若い女性は北欧やオーストラリアの未開拓地の売春宿へと売られることもあった。

アキノはまたマルコスと同様に観光産業の拡大に力を注いだ。その一方で彼女は売買春の撲滅を優先課題の一つにしたが、状況はマルコス時代よりも悪化した。アキノ政権が終わる 1992 年には、この国の CSEC は驚くべき数に達し、3 万人から 4 万人もしくはそれ以上の子どもたちが犠牲になったとされている⁸⁵。

ラモス政権時代になると、GNP 成長率は前年比の 4.8% を達成することができた。しかし依然として国の貧困状態は続き、76% の人々が貧困ラインでの生活を強いられていた。この状況を打破すべく、ラモスは『フィリピン 2000⁸⁶』という経済指針を掲げ、同時に『Tourism Master Development Plan (TMP)』を提唱した。

観光産業の振興をとおしての貧困緩和や、雇用の拡大などを目標にした TMP には、大きな犠牲が強いられた。外貨を獲得するために実施されたこの政策は、既に産業として確立していた「買春」へ、多くの観光客を導く結果となり、マルコスの観光政策にも見られたように、多くの子どもたちがその現場へとおびき出されていったのである。こうした観光産業の中にある隠れた危険性の存在を確認しながらも、ラモス政権は依然として外貨獲得のために TMP へと財源を注ぎ込み続けていった。

1992 年 9 月、基地貸与協定の更新拒否によってアメリカ軍事基地はフィリピンへと返還された。これまでの米兵に代わって、さらに多くの外国人旅行者が、女性と性的関係を結ぶためにフィリピンを訪れるようになり、こうして確立されていったセックス・ツーリズムは、現在まで続くフィリピンの主要産業となったのである。もちろんそこには子ども買春も存在し、現在(2002 年) フィリピン国内で買春の被害に遭う子どもの数は 6 万人と見込まれている⁸⁷。政府による観光産業の促進が売買春へ影響を与え、ひいては CSEC を深刻化させているという状況が浮き彫りになっているにも関わらず、今尚、観光産業はこの国の経済成長を達成する希望の光として促進され続けている。

しかし、観光政策を推し進めながらも、フィリピン政府はCSECの問題をただ黙って見ていたわけではない。植民地時代の 1913 年に、年々増加する児童労働問題の規制と解決のための『RA3071』を設けて以降、子どもたちの保護を目的とした多くの法律を制定してきた。特に 1992 年にアキノ大統領（当時）が署名した『RA7610 号』は「児童虐待・搾取・差別防止特別保護法」としても知られ、子どもへの買春とその他の性的虐待、子どもの売春、ポルノグラフィーやポルノショーなどから子どもを保護するための包括的対策をとることを求める⁸⁸という、まさにCSECと闘うための法律なのである。

ところがこうした取り組みにも関わらず、依然としてフィリピンの CSEC は深刻な状況にあり続けている。それには、法を犯した者を取り締まる入国管理局や、警察官の腐敗という問題が大きく関与していると考えられる。

フィリピンでは、警察官の所得が低く、まったく給料がない場合さえある⁸⁹。またそれ以上に、業務に必要な備品すら満足に無い場合が多く、彼らは拳銃や制服までも自分で購入しなくてはならない時もある。フィリピンの児童保護局は、活動に熱心であるが、無一文状態であると言われている⁹⁰。「各検査官は、交通費として一ヶ月に 15 ドル以下しかもらえない。一台の電話を 25 人の検査官が共同で使用し、車はガソリンの配給制限つきで 15 人に一台あるだけである。書類ファイルなどは、事実上存在しない⁹¹」とあるように、検査官はその仕事に集中できる環境になく、こうした状況が腐敗を招く土壤となっている。そして不法に売春宿を経営したり、子どもを性産業で働かせたりする者のなかには、賄賂を利用してすることで違法行為に目をつぶってくれる警察官がいつでもいることを十分に承知している人間がいるのである。

オロンガポにCSECの被害者を保護する施設『プレダ基金』を設立したシェイ・カレン神父は「まず、何らかの犯罪を犯した者や、子どもに犯罪を犯した者が政治家とのコネクションを持つ場合、彼らは、自らの支持政治家のところへ駆けつける。彼らは政治家と何らかの約束ごとをし、「寄付金」を提供する。その見返りとして、政治家は、警察官に自分に借りがあることを思い出させたり、「経済的援助」をちらつかせたりするのである。このような取引がいたるところでくり返され、その悪の手は検事、そしてときには裁判官にまでおよぶのである。こうして検査は終了し、証拠は消え去り、金が支払

われ、結果として、事件の追及は証拠不十分という理由で立ち消えとなる⁹²」と腐敗の実態を述べている。

エクパット・フィリピンによると、CSECが多くの警察内部者によって擁護されているという事実に相違はなく、国家警察委員会は、警察官が売春業者を擁護したケースがマニラだけで93件にのぼることを報告しているという⁹³。ILOフィリピン・プロジェクトチームが行った調査でも、実際に何名かの子どもたちが、警察は自分たちを助けてくれる代わりに、お金を強奪すると述べている⁹⁴。

こうした警察等の腐敗に加え、貧困やグローバリゼーション、文化的な要因、CSECを拡大させる観光政策など、その根底にあるものが影響し、CSECは依然として深刻な状況のままであるのだ。

しかし、フィリピン社会にはこうした状況に屈することなく、市民レベルの活動からCSECを根絶へ導こうとする動きが活発化している。それは特にメトロ・マニラやセブなどの観光地、かつて米軍基地があったオロンガポなど、CSECの現場となっている地域において顕著であり、この地域でのNGOの活動は注目に値する。彼らはCSECの根底にあるものが解決されない限り、法律が有効に機能しないこと、そしてその根底にあるものの解決には、地域社会での取り組みが重要であることを知っている。またCSECと闘うためには、この問題をなくしたいという強い想いを持つ者、すなわち当事者である子ども・若者たちの参加が必要であることも理解している。

そうしたNGOのひとつであるエクパット・フィリピン（ECPAT-Philippines⁹⁵）は、子ども買春、子どもポルノ、性目的での子どもの人身売買を終わらせることを目的とした団体であり、一般市民に対してCSECの問題意識の啓発を行うと共に、地方に住む人たちが、CSECの予防・根絶に向けて、積極的に働きかけられるよう促すプログラムを実行している。そしてCSECに対して、子ども・若者世代がどのような見解を持っているのかということにも着目し、あらゆる場面での「子ども・若者⁹⁶参加」を実践している。

第2節 NGOによる「子どもの商業的性的搾取」根絶へ向けた取り組み

～エクパット・フィリピンを事例に～

NGO「エクパット・フィリピン」はメトロ・マニラの北部、ケソン市に位置し、約 10 名の常駐スタッフ（事務局スタッフ、ソーシャルワーカー、事例研究スタッフ等）と、コミュニティの子どもたちからなるグループ、そして YP-ACSEC (Young People Against CSEC) という若者によって組織されたグループによって構成されている。

子どもたちからなるグループのメンバー（約 12 名）には、CSEC を経験した者はおらず、すべてが地域社会で生活する一般的な子どもたちである。しかしここで理解しておきたいのは、フィリピン、特にメトロ・マニラなどの観光地に生活する子どもたちにとって、観光産業での児童労働や CSEC は、日常目にする身近な問題であり、いつ我が身に降りかかってもおかしくはない事態であるということだ。この意味で、彼女・彼らは CSEC の問題の立派な当事者であるといえる。

子どもたちは、大小の規模を問わず、ほぼ毎月どこかで開催されるイベントに参加する。それは地域の学校におけるワークショップであったり、都心部でのデモ行進であったり、フェスティバルでの演劇であったりと、様々な形でおこなわれるため、彼女・彼らは、頻繁にエクパット・フィリピンのオフィスへと集まってくる。子どもたちのアクティビティは、ファシリテーター⁹⁷（おとなや若者）と共におこなわれるが、ファシリテーターは子どもの権利を教えたり、CSEC やストリートチルドレンに関する情報提供を行うほか、子どもたちからの要請が無い限り、ほとんど口出しすることはない。子どもたちは、何をどう表現したいかということを話し合い、演劇のストーリーから配役まで（時々ファシリテーターの助けを借りながら）自分たちの力で決定していくのである。

「私たちの国の子どもたちに何が起こっているのかを知りたかったから」、「子どもを性的搾取から守る団体の活動への参加を、拒む理由があるだろうか？」。彼女・彼らの参加の動機は驚くほど自発的なものであり、そのため演技をする姿からは、一種の誇りすら感じるのである。

一方、YP-ACSEC には、メンバー約 25 名のなかに 15 名のサバイバー⁹⁸が存在する。サバイバーであるメンバーはエクパット・フィリピンによって、

子どもの商業的性的搾取根絶へむけて～子ども参加の可能性～（寺本）

CSECの現場から保護され、ソーシャルワーカー等によるケアを受けた後、学校へ通いながら、または働きながら活動に参加している。

YP-ACSECの活動は、子どもたちがアクティビティを行うイベントそのものの企画・運営⁹⁹、子どもたちのサポート、学校やコミュニティの子ども・若者へのCSECに関するオリエンテーション、同じく子どもの権利に関するオリエンテーション、地域社会全体への（CSECに関する）ファシリテート活動、「若者参加」イベントの企画・参加、国際会議への出席など多義にわたり、子どもたち同様、おとの力を借りずに自分たちで役割分担や企画を行って実施していく。そしてその中には、CSECの現場での調査活動と、子どもたちの救出活動も含まれる。

マニラ市のエルミタ地区、そしてケソン市からマニラ市へ続くケソン・アヴェニューは、子ども買春の現場として名の知れたスポットである。エルミタ地区では、ポン引きが客に子どもを斡旋したり、バー・カラオケ、ダンスホールといった店での「特別なサービス」として買春が行われ、客¹⁰⁰の大半は外国人観光客で占められる。一方ケソン・アヴェニューでは、夜になると化粧をし、セクシーな衣服を身にまとった少女たちが通りに立つ。彼女たちはストリートで男性から声を掛けられるのを待ち（あるいは彼女たちから男性を誘い）、客を売春宿へと連れて行く。客は5割が外国人観光客であるが、残りの5割は地元のフィリピン人男性である¹⁰¹。

エクパット・フィリピンの若者たちはそうした現場に足を運び、CSECの被害に遭う子どもたちからの話を聞く。子どもたちは、年齢の近い若者たちには気を許しやすく、自分がここに居る背景や売春を行う理由を語ってくれることが多い。こうして得たCSEC被害者に関する情報は信頼性があり、この問題を根絶させるための大変貴重なものとなる。またCSEC被害者は、保護を必要としていても自らの経験から人を信じられなくなってしまっており、それを訴えることができない場合がある。こういった状況においても、歳が近く心を開きやすい若者の存在は有效地に作用し、幾度かのコミュニケーションで信頼関係を築いたあと、保護を求めてくる子どもたちもいる。

「若者として成長し、エクパットの活動をサポートしたいから」、「エクパットの活動が子どもたちを救うことにつき効果があるのを知っているから」とYP-ACSECのメンバーは活動への動機を語る。そこには「子どもたちを助け

たい」という共通した思いがあり、ある一人の若者は

「何と表現したらいいのか分からぬけど、私がエクパットの活動に参加するのには理由が1つあって…。私は、子どもたちが私たちユースのサポートを受けて、*happy*にしている様子を見ると幸せになれるの。だから、ストリートやバーで、おとな(親)によって働かされている子どもたちを見ると、彼女・彼らが家族と幸せな生活を過ごすことができるよう、助けたい(サポートしたい)という気持ちになる…。」

と話してくれた。

彼女が言ったような、「家族と幸せな生活を過ごす」というのもまた、若者たちに共通して抱かれているもうひとつの思いである。若者たちの大半は、「家族と幸せ」になることを強く望み、それを将来のヴィジョンにしている。そしてその実現のためには、家庭の中はもちろん、コミュニティにおいても、子どもたちは大切にされなければならないと考えている。同様にこのヴィジョンは(エクパット・フィリピンで活動する)子どもたちにも共通しており、彼女・彼らは将来の夢を「幸せな家庭をもつこと」と話してくれた。こうした子ども・若者たちにとって、自国の多くの子どもが、親や信頼していた人から裏切られ、おとの身勝手な振る舞いの被害に遭っている現状は、許しがたく悲しいできごとなのである。

エクパット・フィリピンでは、そこで活動する全て人(子ども・若者・おとな)が子どもの権利についての理解を持っており、「子ども・若者参加」を「必要であるから」という理由だけでなく、「Right = 当然のこと」として実践している。子どもたちは、自分たちの権利を学ぶほか、セックスという行為や、妊娠、性病、HIV / エイズなどを含むCSECに関する情報がきちんと与えられ、そこから解決のためになさねばならないことを理解し、考えることができるようになっていく。

また「参加する権利」と同様に「参加しない権利」も「Right」として、きちんと理解されている。CSECの現場から保護されてきた子どもたち¹⁰²は、彼女たちに参加したいという意欲がない限り、活動への参加を強制されることはない。それはCSEC経験者が心にどれほどの傷を負い、それと闘うことに大きな苦しみを伴う事実が全員に理解されているからである。スタッフにはもちろんソーシャルワーカーがあり、いつでも彼女たちのサポートが

できるようになっている。

おとなたちは皆、サバイバーの持つ「リジリエンシー¹⁰³」、そして「子ども参加」の意味をよく理解し、徹底的にそれをサポートする体制を整えている。干渉しないといつても、子どもたちの活動に無関心でいるわけではなく、きちんとその内容を把握・理解しているのである。それはまさに「子どもたちが自分の権利を知り、自覚し、そのことで他人の権利をも理解し、思いやることができる状況」というハートの言う最高のレベル¹⁰⁴の参加を彷彿させるものである。

第4章 子どもの商業的性的搾取を根絶するために

2002年5月、ニューヨーク国連本部において「国連子ども特別総会(the United Nations General Assembly Special Session on Children=以下 UNGASS)」が開催された。1990年の「子どものための世界サミット」で採択された宣言や行動計画の実施に関して、その実績を見直すことと、今後10年間に子どもたちのためとなる行動についてのコミットメントと約束を新たに行うことが目的とされたこの総会は、最終日に成果文書“*A World Fit for Children* (子どもたちにふさわしい世界)”を採択し、その中に、「虐待・搾取・暴力からの保護」を行動計画として盛り込んでいる。

こうしてまたひとつ、私たちはCSECと闘うための手段を手に入れた。しかし、安心してはいられない。なぜなら「子どものための世界サミット」で採択された「行動計画」は、政府関係者以外にはほとんど知られることがなく、「約束」はこの10年の間に達成されることがなかったからである。私たちは何度も、同じ反省を繰り返すのだろうか。CSECを根絶し、世界を子どもたちにふさわしいものにするには、多くの人の力が必要。そのためにはこうした手段の数々を、ただ眠らせておいてはならないのである。

CSECを終結させるために、まず私たちがしなければならないこと、それはこの問題の深刻さと、それと闘うための手段を広く知らせていくことである。

またそうした多くの手段が有効的に活用できるよう、それぞれを見直す必要もあるだろう。

国際的な取り組みでは、この問題に關係する全ての条約に、子どもの権利条約と同様に、一定期間での報告義務を課すべきである。ILO やユニセフなどの国際機関には、国や NGO と連携したプログラムの継続に加えて、CSEC に関するデータ調査を行い、文章化を図ることが求められる。そしてこれは国際 NGO にも同様に当てはめることができるだろう。

各国政府は、国内の法律を強化する（特に不正をはたらいた警官などへの罰則規定）とともに、警察官などに対して CSEC や子どもの権利に関するトレーニングを実施する必要があると考えられる¹⁰⁵。また取り締まりだけではなく、CSEC の防止と保護に焦点を当てた法律を制定し、実施していくべきである。その際コミュニティに根ざした NGO との協力が必要不可欠となるだろう。

国と NGO の協力だけでなく、国と国、国際機関と NGO などの協力を維持し、強化していくために、国際会議開催の継続も求められる。CSEC は国境を越えて行われることが多いため、各国同一基準の法律を制定することが望ましいとされているが、国際会議はその規準を設定するための重要な場所となる。

以上のような方策と並んで本論が強調したいのは、当事者、すなわち「子ども（若者を含む）参加」が、実践されなければならないということである。ストックホルム会議、ヨコハマ会議に引き続き、UNGASS の中で行われた CSEC に関する分科会¹⁰⁶でも、「子ども参加」が CSEC 根絶に必要不可欠であることが改めて強調されている。

CRC の採択以来、世界は子どもたちが「権利の主体者」であることを徐々に理解し始めた。ユニセフ発行の『世界子供白書 2003¹⁰⁷』は、「子ども・若者参加」についての多くのリポートを掲載し、各地で実践される「子ども参加」の事例と共に、子どもたちの参加の権利を強く主張している。そしてまた、世界を子どもとともに築いていく必要性にも触れ、子どもたちにとって優しい社会がすべての人にとっても優しい社会である、という子どもたちの主張を繰り返した。

「参加」を経験した子どもたちは、自分たちの参加が、状況を改善し、世界を幸福に満ちたものにしていけることを知っている。しかし残念なことに、この世界に住む大半のおとなが、「子ども参加」の意味と重要性を理解してい

子どもの商業的性的搾取根絶へむけて～子ども参加の可能性～（寺本）

ない。子どもに権利を与えるとわがままになるだけだという意見や、権利があるなら義務を果たすべきであるという声がいまだに支持されることもある。そうしたおとなたちの多くは、子どもが自分の権利を守られることで他人の権利をも理解できるようになることを知らない。

「子ども（若者を含む）参加」が、CSEC を根絶に導けるかどうかの可能性をたずねても、大抵のおとなはこう答えるだろう、「そんなことよりも、もっと法律を強化するなどの手を下すべきだ」、「子どもに解決策を練りだせるような能力はない」と。確かに「子ども参加」は法と違い、CSEC の原因を直接取り除こうとする直接的なアプローチではない。しかし多くの可能性を内に秘めているのである。物事を子どもに伝えるには、おとなから子どもよりも、同世代の子ども・若者から伝えられるほうが、問題を自分たちの身近なものとして認識しやすく、また同世代同士がお互いによく話し合うことによって問題をより深く理解することもできるとされる。「子ども参加」は、youth to youth, child to child という形での CSEC 啓発活動を可能とし、問題意識を高揚するのに有効だということができる。活動の内容に自身の意見を反映させることができ、かつ出来上がったものが社会からの大きな反応を得ることができたならば、「参加」は、それまで抱いていた（社会やコミュニティに対して、何の影響も与えることができないという）無力感を消し去り、政治（コミュニティから国レベルまでの）参加を促し、CSEC 根絶に有効な法律の制定、機能する政治・政府の樹立へつながるかも知れない。同時に子ども・若者が、権利としての「子ども参加」を経験し、自らの権利とその重要性を実感することで、将来的に子どもの権利全般を重んじた社会を実現していくようになるだろう。そこではもちろん「性的虐待・搾取から保護される権利」も重視される。

しかし、たとえ「子ども参加」の可能性と必要性が理解されていたとしても、実践できる環境がなければ、まったく意味をなさない。『世界子供白書 2003』では、「正統かつ意味のある子ども参加のためには、何よりもおとの考え方と振る舞い方を根本的に転換しなければならない¹⁰⁸」と述べられており、「子どもたちと、子どもたちが持っている力を排除するのではなく、子どもたちが住みみたいと願う世界を築き上げることに子どもたち自身が貢献する世界へ。そのような転換が必要なのである¹⁰⁹」としている。CSEC のない世

界の実現にむけて、子どもたちが「参加」を実践していくためには、おとなによってその声に十分耳が傾けられなければならず、それが国・自治体・コミュニティ・学校、あらゆるレベルで実現される必要がある。このことから、「子ども参加」は市民社会やNGOだけが実践するのではなく、国との連携、すなわち国家の政策の中にも盛り込まれるべきと言えるだろう。

フィリピンではすでに、Dela CruzをはじめとするUP CIDSの研究員によって、コミュニティでのリサーチ活動を子どもたちと行うための実践本がまとめられたり¹¹⁰、National Coalition for Children's Participation (NCCP)から、子ども参加による"Child Friendly Community"を建設するためのガイドブック、"Building A Child-Friendly Nation(子どもたちにやさしい国家の建設)"が発行され、あらゆるレベルでの子ども参加が実践されはじめている¹¹¹。

「子どもはまだ子どもだからおとのことはわからないけど、おとの人は子どもだったことがあるから、子どものことがわかるはず。」

これはひとりの中学生のことばである¹¹²。CSECのない"A Would Fit for Children"が築かれるのは、一体いつになるのだろうか。それは私たちおとなが、子どもだった時を思い出し、子どもたちの声に耳を傾けた日かもしれない。

(Tomomi Teramoto , 本学大学院国際関係研究科前期過程)

¹ サン=テグジュペリ『星の王子さま』岩波少年文庫 1976年 P5

² 1999年11月1日施行。正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」。

法律の目的：児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資すること。

³ 児童買春・児童ポルノ禁止法第2条 外務省HP

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/faiko/jido/>

⁴ 子どもポルノについては同法律の国外犯規定がこの時点で2人に適用されている。

⁵ 実際に南北ベトナムが分裂したのは1954年である。

⁶ 1986年10月、身体を賣ることで生計を立てていた少女ロザリオ・バルヨットが客であるオーストラリア人医師に膣内に異物を挿入され、それを取り出すことができずに翌年5月14日死亡した事件。死亡5日前に口から緑の胆汁を吐きながら地面でもがき苦しんでいるところを近所の人に発見され病院へ運ばれたが心臓発作を起こし、享年12歳で息を引き取った。死後彼女の子宮からは約9cmの日本製の壊れたバイブレーターが発見された。折れた先の部分がギザギザになっており、さびたネジがまだぶら下がっていたという。ロザリオにバイブルーターを挿入した医師は彼女の死後4ヶ月経って逮捕され、89年に強姦・殺人罪で終身刑判決を受けたが、

91年証拠不十分で無罪となっている。

7 1996年8月ユニセフ、ECPAT・インターナショナル、子どもの権利条約NGOグループ共催

8 田上時子、エクパットジャパン関西編『知っていますか？子どもの性的虐待 一問一答』解放出版社、2001年 P20

9 同上書 P21

10 「子どもポルノ」とは、実物もしくはそれを装ったものであれ、手法を問わずして、明らかに性的である行動やそれに関する描写を行うこと、また子どもの性的な部位を性目的のために描写することと定義されている。ECPAT International *Questions and Answers About Commercial Sexual Exploitation of Children* 2001 P10

11 「性目的による子どもの人身売買」に関しては、現在、国際的な定義は存在していない。しかし、人身売買は搾取や虐待（売春を強制したり、奴隸として働かせたり、残酷で痛手をともなう行為を強制したり、低賃金での労働や搾取的な家庭内の仕事に就かせたりする行為）目的で人を募集したり、国内外へ移送したりすること、騙しや脅迫・強制を伴って以上のことを行うこと、債務奴隸や詐欺的におこなうことなどの全ての行動を含むものである。そのため「性目的による子どもの人身売買」のなかに、「子ども買春」「子どもポルノ」が含まれている場合もあり、三者は重なり合う面を広く共有している。ECPAT International *Questions and Answers About Commercial Sexual Exploitation of Children* 2001 P10

12 森山眞弓編『よくわかる 呪童買春・児童ポルノ禁止法』ぎょうせい、1999年P11

13 ユニセフ（国連児童基金）『世界子供白書 1997』ユニセフ駐日事務所、1996年P17

14 同上書 同貢

15 テティス・マンガハス「児童労働の撲滅と企業の果たす役割」P14『世界の労働 第51巻』（財）日本ILO協会、2001年2月

16 2003年6月12日「児童労働反対世界デー」イベントでのILO配布資料より。ここでの無条件に最悪の形態の労働に従事している子どものなかには、人身売買された子どもの数（120万人）はふくまれていない。

17 同上書 P31

18 国際労働事務所『STOP CHILD LABOUR 最悪の形態の児童労働禁止・撤廃キャンペーン副読本 児童労働問題を考えるためのガイドブック』ILO東京事務所、1998年 P11

19 前掲書『よくわかる 呪童買春・児童ポルノ禁止法』P10

20 前掲書 *Questions and Answers About Commercial Sexual Exploitation of Children* 2001 P20

21 同上書 同貢

22 “Sexual abused and sexually exploited children and youth in the Philippines” P5

23 援助交際は売春を含むが、援助交際自体が売春というわけではない。現在、援助交際はCSECに含まれるのか否かという議論がなされているが、金銭などを介して子どもと性的関係を持つ行為が含まれることから、筆者はCSECの形態の一部であると理解する。

24 前掲書『世界子供白書 1997』ユニセフ駐日事務所、1996年 P23

25 ロン・オグレディ著『アジアの子どもと買春』明石書店 1993年 P107

26 同上書 同貢

27 同上書 同貢

28 2章1節で後述するが「アジア観光における子ども買春を終わらせるキャンペーン（End Child Prostitution in Asian Tourism）」の名称であり、ECPATインターナショナルはCSECに取り組む国際NGOの名前もある。

29 ロン・オグレディ著『続アジアの子どもと買春 アジアの子どもとセックスリスト』明石書店 1995年 P134

30 同上書 P46

-
- 3 1 同上書 P49
3 2 CSECは性的虐待の一種であるため、CSECを行う人を加害者と称す。
3 3 前掲書『知っていますか？子どもの性的虐待 一問一答』P8
3 4 同上書 同貢
3 5 前掲書『アジアの子どもと買春』P101
本文中で用いる「男性」という表現は世の中の男性すべてをさすのではない。男性の中には子どもや女性・性の認識についてジェンダーや人権の観点から深く考え、間違った認識を否定する人もいる。しかし一般的に性虐待の加害者はそのほとんどが男性であることからここでは「男性」という表現を用いる。
3 6 前掲書『知っていますか？子どもの性的虐待 一問一答』P10
3 7 関西私鉄道の阪急電気鉄道では車内広告に女性の過激な水着姿や、性的表現が用いられたものは一切受け付けていない。
3 8 家庭用新聞などに女性ヌードを掲載すると、子どもの目に触れるなどの問題があることから、現在は駅売り新聞以外は掲載しないところもある。
3 9 前掲書『続アジアの子どもと買春 アジアの子どもとセックスツーリスト』P97
4 0 前掲書『続アジアの子どもと買春 アジアの子どもとセックスツーリスト』P86
4 1 同上書 同貢
4 2 前掲書 *Question and answers about Commercial Sexual Exploitation of Children* P27
4 3 Bautista Violeta et al. *Working with abused children from the lenses of resilience and contextualization* Save the Children Sweden, 2001 P33
4 4 前掲書 *Question and answers about Commercial Sexual Exploitation of Children* P27
4 5 子どもたちの多くは、経済的理由により親に売りに出されたり、親の借金のため債務奴隸として性産業に従事する。
また仲介人に売春宿で働くことを告げられず、騙さるケースも多く、その仲介人も近所の人や知り合いといったケースがある。
4 6 前掲書 *Working with abused children from the lenses of resilience and contextualization* 2001 P33
4 7 同上書 P34
4 8 ILOの第一回総会にて採択 正式名称「最低年齢（工業）条約」
4 9 資料 5 子どもの権利条約 参照
5 0 近藤康子『コルチャック先生』岩波ジュニア新書、1995年
5 1 前掲書『新解説 子どもの権利条約』P90
5 2 （財）女性のためのアジア国際平和国民基金
http://www.awf.or.jp/help/manual/womans_qa
5 3 國際組織犯罪条約のなかの補足議定書。2003年12月25日発行。目的(a)女性と子どもに特に留意しながら人身売買を防止および禁止すること (b)人身売買の被害者を、その人権を十分に尊重しながら保護し支援すること (c)以上の目的を達成するために、締約国間の協力を促進すること ヒューライツ大阪
<http://www.hurights.or.jp/news/b030929.html>
5 4 2002年1月発効。アンドラ、バングラデシュ、キューバ、アイスランド、カザフスタン、パナマ、シエラレオネ、ノルウェー、モロッコ、ルーマニアの10カ国。この時点で合計69カ国が署名をしていたが、批准の手続を踏んだのは先の10カ国のみ。ちなみに日本はこの時点で署名をしておらず、2002年5月10日に国連子ども特別総会にて署名を行った。
5 5 2001年9月現在
5 6 *Children on the Edge - Protection Children from Sexual Exploitation and Trafficking in East Asia and the Pacific* UNCEF East Asia and Pacific 2001などがある。
5 7 世界観光機関（WTO）は、観光に関わる政策と問題についてのグローバルな場として機能する唯一の政府間機関。138の国と地域、および政府・民間セクターから350以上の関連団体が加盟している。WTOの使命は、国際平和、国際理解、経済

発展、貿易を促進するための重要な手段として観光を促進、発展させること。

5.8 同上書 同貢

5.9 2001年12月「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議inヨコハマ」での配布資料『プレスキット テーマ・ペーパー4 重要なパートナーとしての民間セクター』P4 著者はMark Erik Hechtと Lisa Delong。

6.0 ラウダ航空は機内誌の中に、アジアを旅行中のドイツ人旅行者からのハガキを想定した広告を載せた。ハガキにはハート形のなかに裸の少女の絵を入れ、「タイより愛を込めて」という言葉が添えられていた。その裏にはヴェルナー、ギュンター、フリツェル、モルテル、ジョーという5人の男性の署名入りで、以下のメッセージが記されていた。「バンコクではお楽しみは24時間ぶっ通し……そろそろ筆を置くことにするよ。バンコク・ベービー・クラブの女の子たちが僕らを待っているのだ」。

6.1 リン・リーン・リム「児童売買春」リン・リーン・リム編『セックス「産業」- 東南アジアにおける売買春の背景』日本労働研究機構 1999年 P284

6.2 2001年12月「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議inヨコハマ」での配布資料『プレスキット テーマ・ペーパー5 法の重要性：児童の商業的性的搾取に反対する法的枠組みと行動』P1 著者はGeraldine van Bueren。

6.3 同上資料 同貢

6.4 同上資料 同貢

6.5 同上資料 同貢

6.6 「第2回 子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議inヨコハマ」2001年12月17日 パネル1「ストックホルム以降」スピーチより。

6.7 ロン・オグレディ著『アジアの子どもと買春』明石書店 1993年 P138

6.8 International labour office "Child trafficking and action to eliminate it" International Labour Organization 2002 P62 を参考

6.9 前掲書『アジアの子どもと買春』P138

7.0 これまで性的虐待に遭った人のことは「被害者（victim）」と呼ばれていたが、1960年代から70年代にかけてアメリカのフェミニズム運動をきっかけに、被害者を「サバイバー（survivor）=生存者、生還者」と呼ぶ動きが生まれた。女性たちは、それまで語ることができずに封印し続けた性暴力の被害体験を、サバイバーとして語り始めたのである。前掲書『子どもと性被害』P137を参考。

7.1 ロジャー・ハート著『子どもの参画』萌文社、2000年では“children's participation”を「子どもの参画」と訳している。しかしparticipationは参加と訳されることが一般的であるので、本文で用いる「参加」「参画」はすべてparticipationを意味する同意語であるとする。

7.2 ハートは「5段階以降は、どれが素晴らしいというふうには決められない。最初にアイディアを出すのがおとなであろうが、子どもであろうが、それはどちらでもいいことである。大切なのは、そのこと（だされたアイディア）に対して子どもが自分の意見を述べられるか、その意見が反映されるかということなのだ」と強調する。また「8段階目のレベルを考えたとき、“とうとう世界を子どもたちが支配してしまうのか”という危険な考え方が出されることを私は恐れている」とし、はしごの8段階目が参加の最高レベルを意味するのではなく、自らが考える参加の最高レベルが「子どもが自分の権利を知り、自覚し、そのことで他人の権利をも理解し、思いやることができる状況」であることも重ねて強調している。2002年10月14日大阪府池田市において行われたロジャー・ハート講演会「子どもだってまちづくりの担い手！」講演内容より。

7.3 ユニセフ・フィリピン事務所調べ（1995年）。

7.4 「ストリートチルドレンの学問的に明確な定義はまだ存在しない。ユニセフによるとストリートチルドレンは「路上にいる子どもで路上で生活をしているが適切に保護されない者」としている。しかし明確な定義は提供されていない。その理由は、子どもの年齢基準、路上での生活基準、保護とは誰にどのように、どの程度されるのかを統一的に決められないからである。ILOの児童労働者の統計にはストリートチルドレンは含まれていない。しかし、研究者やNGOの活動家にとっては事実を重視せざるを得ず、ストリートチルドレンも児童労働者とみなしている」。谷勝英

-
- 著『MINERVA社会福祉叢書 アジアの児童労働と貧困』ミネルヴァ書房 2000年より。本書はストリートチルドレンを児童労働者として捉えることとする。
- 7 5 ユニセフ推計。
- 7 6 ユニセフ・フィリピン事務所調べ(2001年)。
- 7 7 Partners in Research Training and Community Organization (PARTCO), inc. "Situational Analysis Study of Commercial Sexual Exploitation of Children (CSEC) in the Philippines" 1998 P8
- 7 8 同上書 同貢
- 7 9 同上書 P9
- 8 0 前掲書 ロン・オグレディより Leopoldo M. Moselina, "Olongapo's Rest and Recreation Industry" アジア・ソーシャル・インスティテュートでの講演(1979年8月16日)を引用。
- 8 1 前掲書 "Situational Analysis Study of Commercial Sexual Exploitation of Children (CSEC) in the Philippines" P11
- 8 2 同上書 P12
- 8 3 同上書 同貢
- 8 4 アキノが掲げた経済更生プログラムがマルコスの方針を手本としたものであり、同じテクノクラートによって実行されていたという大きな要因がある。
- 8 5 同上書 P13
- 8 6 2000年までに新しい国の産業造詣を定着させることを目標としたもの。
- 8 7 UP CID所属(2002年)、テレサ・カマチオ・デラ・クルスより得たデータ。
- 8 8 前掲書『続アジアの子どもと買春 アジアの子どもとセックスツーリスト』P118
- 8 9 同上書 同貢
- 9 0 同上書 同貢
- 9 1 同上書 同貢からの引用。
- 9 2 同上書 P120からの引用。
- 9 3 ECPAT-Philippines, *Tourism and Child Prostitution in Cebu* 1994, P16からの引用。
- 9 4 ILOフィリピン・プロジェクトチーム編『フィリピンの児童労働と観光産業』明石書店 2001年 P41
- 9 5 メトロ・マニラのケソン市に位置する。国際NGOであるECPATは、エクパット・フィリピンのほか、エクパット・セブがセブ島のセブ市に設けられている。日本にはエクパット・ストップ子ども買春と、エクパット・ジャパン・関西の2団体がある。
- 9 6 性的虐待を受けた被害者は、その経験を乗り越えるのに多くの時間を有する。彼女・彼らが自分の被害を認識し、リハビリとコミュニティへの再統合の段階に至るころには、18歳というユニセフ(子どもの権利条約)の定義による“子ども”的年齢の上限を過ぎている場合もあり、よって、CSECの問題においては、被害者の声を多く届けるという意味でも、子どもだけでなく、若者(24歳まで)の参加も重視している。CSECのサバイバーの参加に重きをおいた本書では、「子ども参加」という表現を用いる場合も若者の参加を含めるものとする。
- 9 7 用語解説参照
- 9 8 筆者によるECPAT-Philippinesでのインタビューから。
- 9 9 筆者がインタビューを実施した2003年11月下旬時点では、クリスマスのイベントの企画や準備を行っている最中であった。案内状を作成してコミュニティに配布し、寄付や参加を募っていた。
- 1 0 0 本来は「加害者」と明記すべきであるが、ここでは「客」という表現を用いる。
- 1 0 1 ケソン・アヴェニューでは通りに沿って、バー・カラオケ、ダンスホールなどの店が多数軒を連ねており、エルミタ地区同様、買春はそこでも行われることがある。ケソン・アヴェニューでの買春者の割合は、エクパット・フィリピンのユースメンバーErica C. Ramosからの情報。

102 2003年11月16日現在では、4人の少女がCSECの現場から保護されエクパット・フィリピン内で生活をしていた。

103 Banaag(1997)は、想像を絶するような数々の困難を乗り越えて生きるストリートチルドレンに出会い、彼女・彼らが困難な状況に対処できる心身の強さと回復する力を備えていることを発見した。Banaagは逆境に耐え、回復するだけでなく、ネガティブな体験に打ち勝って成長していく子どもの能力を「リジリエンシー」と呼んだ。

「リジリエンシー」は「困難な状況に耐え、不幸を跳ね返し、比較的正常な生活を営んでいくための、注目に値する個人の力」と定義される。また「個々人が過去の経験に基づいて、自らの意志や態度、期待や感情を表明して積極的に社会と関わり、新たなステップを踏み出すための「参加」のプロセス」と捉えられている。この定義と概念は、虐待が子どもに及ぼす悪影響の暗闇に、希望の光を投げかけ、虐待を受けた子どもたちを支えるワーカーたちに自信と希望を与えたとされる。

104 ロジャー・ハートは「子どもが自分の権利を知り、自覚し、そのことで他人の権利をも理解し、思いやることができる状況」を自らの考える最高レベルの参加としている。2002年10月14日大阪池田市において行われたロジャー・ハート講演会「子どもだって街づくりの担い手！」講演内容より。

105 タイやカンボジアの一部の地域において、既に実践されている試みではあるが、国を挙げての実践が必要であると考えられる。フィリピンではユニセフ・フィリピン事務所がCSECに限定したものではないが、*Juvenile Justice Training Manual for Police Officer : CHILD RIGHTS TRAINING* をはじめ、裁判官、検察官、ソーシャルワーカーなど向けのトレーニングマニュアルをだしている。

106 分科会名称「横浜を超えて：子どもの商業的性的搾取との闘い(Beyond Yokohama: Combating Commercial Sexual Exploitation of Children)」。主催は日本政府とUNICEF、参加者約300名を迎える2002年5月9日に開催。

107 国連児童基金(UNICEF)により毎年発行され、年度によって異なったテーマをとりあげている。

108 同上書 P5

109 同上書 同貢

110 UP CIDS-PST "Small Steps, Great Strides: Doing Participatory Action Research with Children" UNICEF 2002

111 2002年度発行。フィリピン各地の子どもたちの現状(児童労働や虐待、未就学児)を記し、どのような対策が採られているのか、また採るべきなのかが書かれている。

112 2003年12月6日兵庫県川西市で行われた「子どもの権利条約フォーラム2003inかわにし」全体会での中学生の発言。

<和文参考文献>

- ・ 阿久澤麻理子『人はなぜ「権利」を学ぶのか フィリピンの人権教育』解放出版 2002年
- ・ アジアの児童買春阻止を訴える会(カスバル)編『アジアの子どもと買春と日本』明石書店 1996年
- ・ 岩川淳他著『子どもの発達心理』昭和堂 1984年
- ・ エクパットジャパン関西『レジリエンシー(自己回復力)からファイティングスピリットへ フィリピンの子ども性虐待への取り組み』2000年
- ・ オグレディ,ロン著『アジアの子どもと買春』明石書店 1993年
- ・ オグレディ,ロン著『統アジアの子どもと買春 アジアの子どもとセックスツー

リスト』明石書店 1995 年

- ・ 落合良行他著『ベーシック現代心理学 4 青年の心理学〔改訂版〕』有斐閣 1993 年
- ・ 甲斐田万智子著「子どもの参加(参画)はおとの変革」人権教育研究所編『人権教育「参加」で生きる子どもと若者の力』明治図書、2001 年 11 月
- ・ 喜多明人他編『子どもの参加の権利』三省堂 1996 年
- ・ 国際子ども権利センター『児童労働 ~今私たちにできることは? 児童労働の現状、実態、LLO 条約について』1999 年
- ・ 国際子ども権利センター『児童労働 ~今私たちにできることは? 働く子どもを支援する会』1999 年
- ・ 国際子ども権利センター『横浜会議報告書 子ども買春・子どもボルノに NO!』2002 年 4 月
- ・ 国際子ども権利センター『アジアで性的搾取の問題に取り組む NGO: カンボジア、フィリピン、インド』2003 年
- ・ 国際子ども権利センター『国連子ども特別総会報告書 若者からみた UNGASS』2003 年
- ・ 国際労働機関『STOP CHILD LABOUR 最悪の形態の児童労働禁止・撤廃キャンペーン副読本 児童労働問題を考えるためのガイドブック』ILO 東京事務所、1998 年
- ・ 国際労働機関『人の心に耐え難い行為 子どもの人身売買をなくすための行動』ILO 駐日事務所 2003 年
- ・ 子どもの参画情報センター編『子ども・若者の参画』萌文社 2002 年
- ・ 近藤康子著『コルチャック先生』岩波ジュニア新書 1995 年
- ・ サン=テグジュペリ『星の王子さま』岩波少年文庫 1976 年
- ・ 白樺三四郎編『現代心理学への招待』ミネルヴァ書房 1995 年
- ・ 杉田聰『シリーズ現代批判の哲学 男性主義的セクシャリティ: ボルノ・買春擁護論批判』青木書店 1999 年
- ・ 園崎寿子「子どものエンパワメントをめざしたアジアでの実践」ヒューライツ大阪『国際人権ブックレット 5 子どものエンパワメントを考える』1999 年 2 月
- ・ 田上時子・エクパットジャパン関西編『知っていますか? 子どもの性的虐待 一

問一答』2001年

- ・ 谷勝英著『アジアの児童労働と貧困』ミネルヴァ書房 2000年
- ・ 東京シユーレ IDEC記録編集委員会編『子どもが創る 子どもと創る』東京シユーレ 2000年
- ・ ドラッカー,クレア,バーク『子どもの性的虐待サバイバー：癒しのためのカウンセリング技法』現代書館 1997年
- ・ 中野光他編『ハンドブック子どもの権利条約』岩波ジュニア新書 1996年
- ・ 永井憲一他編『新解説 子どもの権利条約』日本評論社 2000年
- ・ (財)日本ユニセフ協会『ユニセフと世界のともだち』(財)日本ユニセフ協会 1999年
- ・ (財)日本ユニセフ協会広報室「UNCEF NEWS Vol190」『特集 子どもの参加を考え』 2001年7月

- ・ (財)日本国連協会「月刊国連 93年8・9月号」1993年7月
- ・ ハート,ロジヤー著『子どもの参画』萌文社 2000年
- ・ 本田涼子著「特集 子どもと若者の参加・参画で社会を変える」人権教育研究所編『人権教育 2001年夏 第16号』2001年8月
- ・ マンガバス,テティス「児童労働の撲滅と企業の果たす役割」P14『世界の労働 第51巻』(財)日本ILO協会、2001年2月
- ・ 森山眞弓編『よくわかる 児童買春・児童ポルノ禁止法』ぎょうせい 1999年
- ・ ユニセフ『ユニセフ年次報告 87年』ユニセフ駐日事務所 1988年
- ・ ユニセフ『ユニセフ年次報告 91年』ユニセフ駐日事務所 1992年
- ・ ユニセフ『ユニセフ年次報告書 96年』ユニセフ駐日事務所 1997年
- ・ ユニセフ『国々の前進 2000』ユニセフ駐日事務所 2000年
- ・ ユニセフ『世界子供白書 1997』ユニセフ駐日事務所 1996年
- ・ ユニセフ『世界子供白書 2000』ユニセフ駐日事務所 1999年
- ・ ユニセフ『世界子供白書 2002』ユニセフ駐日事務所 2002年
- ・ ユニセフ『世界子供白書 2003』ユニセフ駐日事務所 2003年
- ・ 吉田タカコ『子どもと性被害』集英社新書 2001年
- ・ リーライト,ピーター著『子どもを喰う世界』晶文社 1995年

- ・ リン, リーン, リム編『セックス「産業」 - 東南アジアにおける売買春の背景』日本労働研究機構 1999年
- ・ ILO フィリピン・プロジェクトチーム編『フィリピンの児童労働と観光産業』明石書店 2001年
- ・ IYP 編「私たち自身のために立ち上がって」人権教育研究所編『人権教育 2001年春 第15号』2001年4月
- ・ IYP 編「私たち自身のために立ち上がって」人権教育研究所編『人権教育 2001年夏 第16号』2001年8月
- ・ JTB『ワールド・ガイド フィリピン・セブ島'03』2002年

< 英文文献 >

- ・ Boonpala Panudda. et al. "International Programme on the Elimination of Child labour (IPEC) International Labour Organization 2002
- ・ Children and Youth Foundation of the Philippines (CYFP) *The Child in Philippine Law An Abstract on Philippine Laws and Policies on Youth and Children* 1998
- ・ ECPAT International *Standing Up For Ourselves: A Study on the Concepts and Practices of the Young People's Rights to Participation* UNICEF 1999
- ・ ECPAT-Philippines, *Tourism and Child Prostitution in Cebu*, 1994
- ・ ECPAT International *Questions and Answers About Commercial Sexual Exploitation of Children* 2001
- ・ Partners in Research Training and Community Organization (PARTCO), inc. "Situational Analysis Study of Commercial Sexual Exploitation of Children (CSEC) in the Philippines" 1998
- ・ UP CIDS-PST. *Small Steps, Great Strides: Doing Participatory Action Research with Children* UNICEF 2002
- ・ Violeta Bautista. et al. *Working with abused children from the lenses of resilience and contextualization* Save the Children Sweden, 2001
- ・ "Sexual abused and sexually exploited children and youth in the Philippines"

< 資料 >

- ・ ILO 駐日事務所「児童労働反対世界デー」イベントでの ILO 配布資料 2003年6月12日

- ・ エクパットジャパン関西 ファシリテーター養成講座 配布資料『用語解説』
- ・ 奥村徹弁護士提供資料『児童買春ボルノ法運営上の問題』他
- ・ 人権大学講座配布資料 2001年11月21日
- ・ 第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議 in ヨコハマからの資料 2001年12月17日～20日
- ・ ロジャー・ハート講演会＆パネルトーク 未来をつくる「子どもの参画」資料と講演内容 2002年10月14日
- ・ ロジャー・ハート講演会 子どもだってまちづくりの担い手！資料と講演内容 2002年10月17日

<ホームページ>

- ・ 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/faiko/jido/>
- ・ 子どもの権利条約ネットワーク http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/doc_2_3apeal.htm
- ・ 自由民主党 <http://www.jimin.jp/>
- ・ ジェトロ http://www3.jetro.go.jp/bouekidb/kensaku/SEARCH_TOP_PAGE
- ・(財)女性のためのアジア国際平和国民基金
http://www.awf.or.jp/help/manual/womans_qa
- ・ 男女共同参画推進本部ニュース <http://www.gender.go.jp/egarite/117/index.html>
- ・ (財)日本ユニセフ協会 <http://www.unicef.or.jp/>
- ・ ヒューライツ大阪 <http://www.hurights.or.jp/news/b030929.html>
- ・ ひろげよう人権 <http://www.jinken-net.com/old/tisiki/kiso/gai/tisiki37.html>